

高圧ガス
(水素ガス・液化窒素)
購入仕様書

2021年8月

大崎クールジェン株式会社

1. 購入名称

CO₂分離・回収型酸素吹石炭ガス化燃料電池複合発電実証試験発電所
高圧ガス（水素ガス・液化窒素）購入

2. 購入概要

CO₂分離・回収型酸素吹石炭ガス化燃料電池複合発電実証試験発電所の運転にあたり、固体酸化物形燃料電池設備の起動停止及び運転用の水素ガス及び液化窒素を購入する。

3. 契約期間

自：2021年11月1日
至：2023年3月31日

4. 納入場所、条件

広島県豊田郡大崎上島町中野 6208 番地 1
中国電力株式会社大崎発電所構内 大崎クールジェン株式会社
CO₂分離・回収型酸素吹石炭ガス化燃料電池複合発電実証試験発電所
構内指定位置 持ち込み渡し

5. 購入品名

- ① 名称：水素ガス
用途：固体酸化物形燃料電池設備の起動停止に使用
- ② 名称：液化窒素
用途：固体酸化物形燃料電池設備の運転（起動停止含む）及び制御用に使用

6. 規格

- ① 化学名（又は一般名）：水素ガス
成分及び含有量：水素純度 99.95%以上
- ② 化学名（又は一般名）：液化窒素
成分及び含有量：窒素純度 99.99%以上

7. 荷姿

- ① 水素ガス：トレーラー2,000～2,800 m³N 積相当
(添付-1 水素供給設備屋根架構図水素トレーラー駐車範囲内とする。)
- ② 液化窒素：タンクローリー4,800～6,400 m³N 積相当

8. 購入数量

- ① 水素ガス：23,000 m³N (2021.12.1～2022.3.31)
：2,300 m³N (2022.4.1～2023.3.31)
- ② 液化窒素：302,400 m³N (2021.11.1～2022.3.31)
：542,400 m³N (2022.4.1～2023.3.31)

ただし、①および②とも実際の購入にあたっては、CO₂分離・回収型酸素吹石炭ガス化燃料電池複合発電実証試験発電所の運転計画により受入数量に変更が生じることがある。

9. 受入口仕様

- ① 水素ガス：G 1袋ナット（左ネジ）
- ② 液化窒素：W 4 4 / 1 2山（右オス）

10. 納入方法

指定場所への荷降ろし。

11. 注文方法

必要の都度発注する。

12. 納期

当社が指定する日および時間に納入すること。

13. 計量確認

出荷証明書、納入証明書などの計量数値が証明できるもので確認する。計量数値は、計量法に基づき点検を実施したもので、タンクローリー及びトレーラー（優先①）または出荷地（優先②）の計量器の数値とする。

14. 計量器に係る現地確認

当社は、検収に係る計量器および計量方法等について、以下の項目を確認する。

- ・積込方法、積込状況。（実際の積込み状況、または資料等で確認する）
- ・検定状況、維持管理状況。（計量器本体の検定表示、維持管理が確認できる書面）

15. 検収

計量証明数値に単価を乗算する。なお、当社独自に計量を行い、見積者の計量証明数値と照合する場合がある。（当社レベル計またはロードメーターによる確認）

16. 見積範囲

出荷場所から構内指定場所まで運搬し、当社設備と見積者納入ホースとの脱着および接続箇所のリークチェックを行うとともに、荷卸開始から荷卸停止までの一連の作業の他、これらに必要な手続き、経費等一切を含むものとする。なお、当社設備と接続するために特別なアタッチメントが必要な場合も見積者が準備・管理すること。

17. 月間受入計画の提示

当社は、翌月の受入計画数量を当月末日までに見積者に提示する。

なお、CO₂分離・回収型酸素吹石炭ガス化燃料電池複合発電実証試験発電所の運転状況により受入数量に変更が生じることがある。

18. 遵守事項

- (1) 発電所構内指定場所までの移動は、関係法令を遵守すること。
特にフェリー乗場で待機（2時間以上）する場合は必要な許可及び届出を徹底すること。
- (2) 構内指定場所までの運搬・持ち込み渡しは、CO₂分離・回収型酸素吹石炭ガス化燃料電池複合発電実証試験発電所の現場を十分に理解し、安全に業務を実施すること。
また、島の特殊性を考慮し、定期フェリーを使用する場合は混雑を回避するための乗船調整および島内通行ルールの遵守を徹底すること。
受入れおよび乗船調整は、当社が別途契約する運用助勢業務受託者で行うこと。
- (2) 竹原港～垂水・白水港または安芸津港～大西港を利用する場合、栈橋耐荷重制限20tを超えない積込量とすること。水素トレーラーについては、定期フェリーを使用できないため、チャーター船等を利用して当社栈橋に直接入港させること。
入港調整は、船舶代理店で行うこと。
- (4) 水素トレーラーは、構内指定場所に当社指定台数を常駐させること。
- (5) 液化窒素ローリーは、当社液化窒素貯槽（運用圧力：1.3～1.5MPa）に供給可能な圧力を確保すること。
- (6) 見積者は、当社が指示する期日までに納入することができない事態が発生した時、又はその恐れがある時は、遅滞なく当社に連絡すること。
- (7) 受入れ作業は、当社が別途契約する運用助勢業務受託者の指示により行うとともに、原則として日中（9時から17時まで）の間に実施する。
- (8) 発電所構内に立ち入る時は、発電所の「安全のしおり」および「IGCC実証試験ヤード安全遵守要領」を遵守する。
- (9) 見積者は本業務の履行に際し、「労働安全衛生法」「高圧ガス保安法」その他関係法令を遵守するとともに、安全・交通に関する諸法令および島内交通ルールを厳守し安全の確保に充分配慮すること。あわせて災害の絶無を期するとともに環境保全につとめ、公衆に対して災害その他一切の迷惑をかけないよう万全の措置を講ずる。

19. 資料の提出

出荷証明書、納入証明書などの計量数値が証明できるものを、納入の都度提出すること。

以上